

泉大津市第 3 次環境基本計画 骨子

令和 5 年 3 月

泉大津市

目次

第1章	計画の基本的考え方	1
1.	計画改定の背景	1
(1)	泉大津市の取組み	1
(2)	泉大津市を取り巻く社会情勢の変化	1
(3)	泉大津市の課題	11
2.	計画の位置づけ	13
3.	計画の対象範囲	14
4.	計画の主体と役割	15
5.	計画の対象期間と地域	16
(1)	計画の対象期間	16
(2)	計画の対象地域	16
第2章	めざす姿	17
1.	望ましい環境像及びめざす方向性	17
(1)	望ましい環境像	17
(2)	めざす方向性	18
2.	5つの分野における基本目標	20
(1)	基本目標①地球環境 ～未来へつなぐまちづくり～	21
(2)	基本目標②資源循環 ～ものを大切に作るまちづくり～	22
(3)	基本目標③生活環境 ～安心・安全で快適なまちづくり～	22
(4)	基本目標④自然・文化環境 ～住み続けたいまちづくり～	23
(5)	基本目標⑤豊かなところ ～多様な主体の協働・連携によるまちづくり～	
	24	
第3章	望ましい環境像の実現に向けた取組み	25
1.	地球環境 ～未来へつなぐまちづくり～	25
2.	資源循環 ～ものを大切に作るまちづくり～	26
3.	生活環境 ～安心・安全で快適なまちづくり～	26
4.	自然・文化環境 ～住み続けたいまちづくり～	27
5.	豊かなところ ～多様な主体の協働・連携によるまちづくり～	27
第4章	計画の推進に向けた方策	28
1.	計画の推進体制	28
(1)	協働による推進	28
(2)	市庁内の推進体制	28
2.	計画の進行管理	28

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画改定の背景

(1) 泉大津市の取組み

泉大津市（以下「本市」という。）では、平成14年（2002年）に制定した「泉大津市環境基本条例」の基本理念に基づき、同年に平成22年度（2010年度）を目標年度とした「泉大津市環境基本計画」を策定しました。また、その後の状況変化に応じ、平成24年（2012年）に令和3年度（2021年度）を目標年度とした「泉大津市第2次環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

第2次計画では、「地球規模で考え、足元から行動する」という考えに立ち、望ましい環境像「身近な自然・環境を大切に作る心を次世代へ引き継ぐ エコ・コンパクトシティ 泉大津」の実現に向けて、市民・事業者・市の連携・協働により取組みを推進してきました。具体的には、「くらし」、「自然環境」、「地球環境」、「豊かなところ」の4つの分野について基本目標を定め、120項目の取組みを実施してきたところです。

この結果、本市の環境の状況において、大気環境や水環境は概ね改善傾向にありますが、廃棄物や温室効果ガスの排出量は同水準で推移しています。また、市民アンケート調査（令和2年度（2020年度）実施）では、第2次計画策定時の調査（平成23年度（2011年度）実施）と比較して、身近な環境に関する全12項目の設問（「水のきれいさ」、「ごみ処理やリサイクルの推進」等）で満足度が向上するなど、市民が身近な環境の改善を実感しているものとみられます。一方で、「温暖化に配慮したまち」は満足度が依然として低いなどの状況をふまえると、施策の見直しや推進強化を図りながら継続して取組みを実施していくことが重要です。

本市では、令和2年（2020年）6月にゼロカーボンシティを表明し、令和32年（2050年）にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指すためにより一層の取組みを進めることを国内外に強く発信したところです。

このたび、第2次計画が令和3年度（2021年度）で目標年度を迎えることから、このような本市の環境の状況や以下に示す社会情勢の大きな変化等をふまえて、第2次計画の理念を継承しながら計画の見直しや強化を図る形で、泉大津市第3次環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 泉大津市を取り巻く社会情勢の変化

① 国際的な動向

● 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）は、平成27年（2015年）の国連総会で採択された「持続可能な開発目標のため2030アジェンダ」に記

載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。人間と地球の「やるべきことのリスト」であり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、すべての国々に対し、豊かさを追求しながら地球を守るための行動を求めています。

【持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）】



出典：国際連合広報センター

SDGs(エスディージーズ)ってなあに？
 ~世界の人々が地球でくらし続けていくために~

人類は、数多くの課題に直面しています。このままでは、安定してこの世界でくらし続けることができない。そんな危機感から国連サミット(2015年)で採択された2030年までに達成すべき世界共通の目標。それが **Sustainable Development Goals(SDGs) 持続可能な開発目標** です。

誰一人取り残さない
 leave no one behind!

17のゴールとゴールを具体化した169のターゲット

17色のロゴでゴールを設定

SDGsの17のゴール(目標)は上の図のように3つの層に分類され、**経済は社会に、社会は環境に**支えられていて、それぞれのゴールが互いに関係しています。

Azote Images for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University を和訳して作成
<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-05-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

大阪府地球温暖化防止活動推進センター

出典：大阪府地球温暖化防止活動推進センター

● パリ協定

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されたパリにおいて、平成 27 年（2015 年）12 月に温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。

本協定には、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、産業革命以前からの世界平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが掲げられています。

● IPCC 1.5℃特別報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動に関して科学的、技術的及び社会経済的な見地から包括的な評価を行っており、平成 30 年（2018 年）10 月にパリ協定の長期目標の中で言及されている「1.5℃目標」に関する特別報告書を発表しました。

この報告書では、産業革命以前の世界の平均気温から 1.5℃上昇した場合の影響と、気温上昇を 1.5℃に抑えるために必要な対策や温室効果ガス削減について評価を行っています。気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、エネルギー、土地、都市、インフラや産業システムにおける急速かつ広範囲に及ぶ低炭素化・脱炭素化への移行が必要であり、2030 年までに世界全体の二酸化炭素排出量を平成 22 年（2010 年）比で約 45%削減し、2050 年前後には実質ゼロにする必要があるとされています。

さらに、1.5℃上昇であっても、健康、食糧安全保障、水供給、経済成長等に対する気候関連リスクが増加するとされており、地域での適応策（気候変動の影響への対策）の取組みが鍵になると述べられています。また、2017 年時点で人為起源による世界の気温上昇は既に約 1.0℃に達し、現在の度合いで温暖化が進行すれば、それによってもたらされるリスクは大きくなるとされています。

日本においても、「平成 30 年 7 月豪雨」では西日本から東海地方を中心に大きな被害を受けましたが、この豪雨は地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられると気象庁より報告されるなど、気候変動の影響が顕在化しています。

● サーキュラーエコノミー

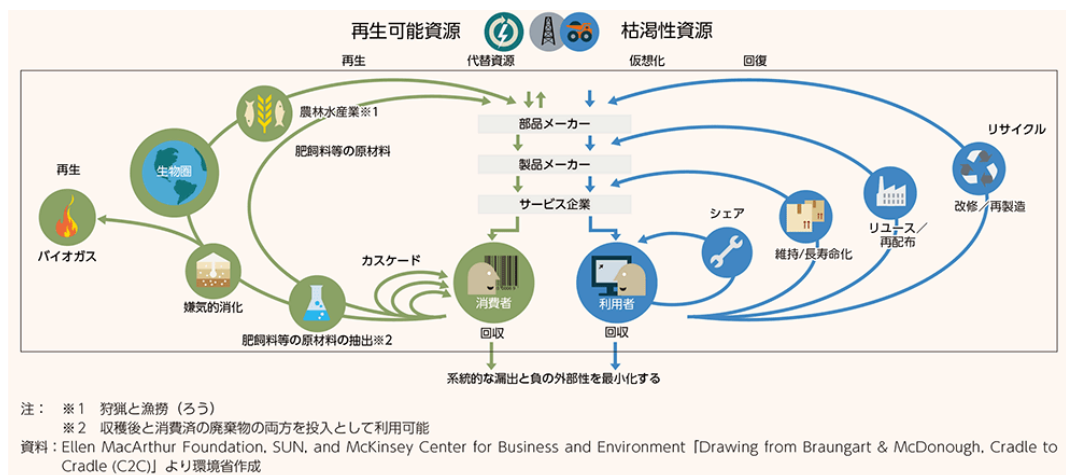
我々が身近に続けてきた大量生産・大量消費型の経済活動は、大量の廃棄物を排出し天然資源の枯渇や大規模な資源搾取、生物多様性の破壊など様々な環境問題を引き起こしています。このような線形的な経済活動に対して、サーキュラーエコノミーは資源投入量や消費量を抑制し、ストックを有効活用しながらサービスを

提供することで新たな付加価値を生み出すことを目指しています。エレンマッカーサー財団の掲げるサーキュラーエコノミーの3原則は以下の通りです。

- Eliminate waste and pollution : 廃棄物・汚染などを出さない設計
- Circulate products and materials (at their highest value) :
製品や資源を使い続ける
- Regenerate nature : 自然のシステムを再生する

出典：エレンマッカーサー財団資料

この3原則に基づいて、サーキュラーエコノミーの全体像を示す概念図は以下の通りです。再生可能資源と枯渇性資源の2種類の資源を分けて資源やサービス等を設計することで枯渇性資源を適切に管理し、自然資本の維持・拡大を目指します。またこれら2つの資源を別のサイクルで設計し、製品・部品・原材料が常に最大限の有用性を保ち利用・循環させることで資源の価値を最大化することを目指します。



出典：環境省「平成28年度版環境白書」

② 国の動向

● 第五次環境基本計画

平成30年（2018年）4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。

本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化を目指して、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）と重点戦略を支える「気候変動対策」「循環型社会の形成」「生物多様性の確保・自然共生」等の環境政策が示されています。これらの環境政策により、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくこととしています。

また、地域資源を持続可能な形で活用することによって、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造などを掲げるとともに、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化を図ることとしており、これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指すとされています。

さらに、その中で示された気候変動への影響の適応策を進めていくため、同年に「気候変動適応法」が制定・施行されました。この法律では、自治体による適応施策の推進とともに、事業者や市民の施策への協力が求められており、地域の適応能力の向上によって気候変動の脅威への対応を強化する取組みがより一層必要となっています。

地域循環共生圏とは



「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものです



出典：環境省資料

● 2050年カーボンニュートラル

菅義偉内閣総理大臣は令和2年（2020年）10月の第203回臨時国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（※）、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

※「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味します。

● 地域脱炭素ロードマップ

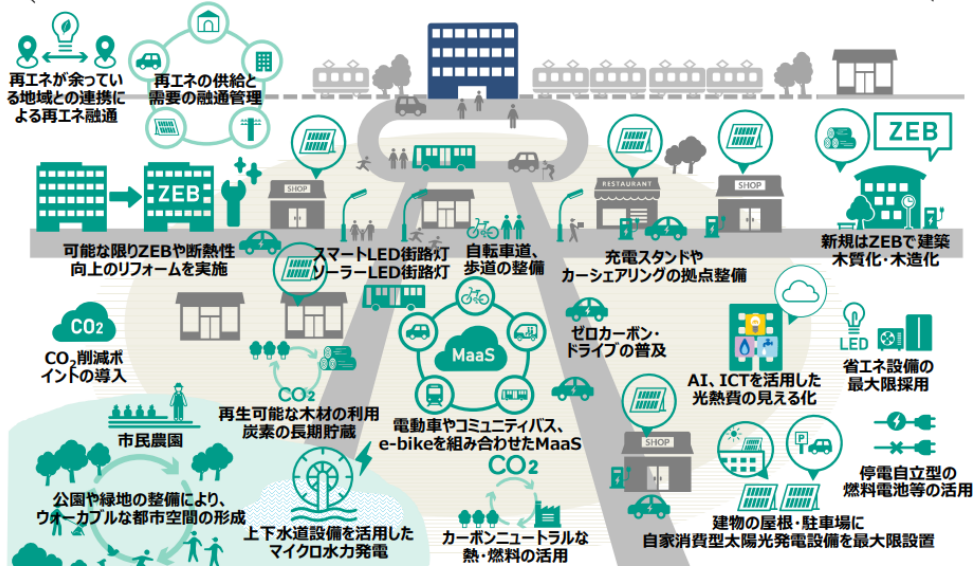
2050年カーボンニュートラルを達成するために、国は2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくり、これらをモデルに全国に脱炭素政策が波及的に広がることを目指している。脱炭素先行地域では、家庭部門及び業務部門の電力消費に伴うCO₂排出量を実質ゼロとすることを目指しており、運輸部門や熱利用等に関する温室効果ガス排出量についても、国の掲げる2030年度の目標と同程度の削減を実現することを目指している。脱炭素の基盤となる重点対策として、以下のような内容が挙げられています。

- 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策を整理**
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**
- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）**
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

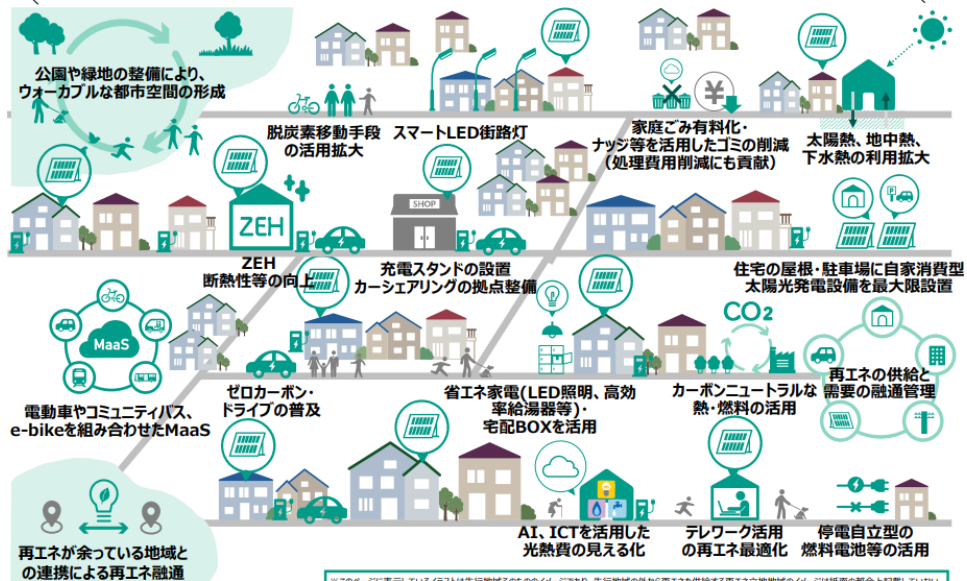
出典：環境省資料

例えば、地方の中心市街地や住宅地においては以下のようなイメージが挙げられている。駅前を中心とした市街地においては、EV やコミュニティバスを組み合わせたMaaS や再生可能エネルギーの供給と需要の融通管理、省エネ設備の最大限の導入や建物の屋根・駐車場への太陽光発電の設置などが挙げられています。また住宅地においては、ZEB・ZEH 化を中心に、ナッジ等を活用したごみの削減やウォークアブルな都市空間の形成などが挙げられています。

C) 地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街など）



A) 住宅街・団地（戸建て中心）



出典：環境省資料

● 気候変動適応策

気候変動に対するリスクとして、環境省の報告によると以下のような内容が考えられます。近年は豪雨による大規模な災害が頻繁に発生しており、本市においても2018年の台風21号により甚大な被害を受けております。今後、有効な温暖化対策が行われずに温室効果ガスの排出量が増加した場合には、豪雨被害の他にも、コメの品質の低下や熱中症患者数の増加、ウイルス感染症の原因にもなり得る蚊の生息地の拡大など様々なリスクが発生するとされています。

【気候変動により想定されるリスク】

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※黄色は2°C上昇シナリオ (RCP2.6)、
紫色は4°C上昇シナリオ (RCP8.5) による予測

年平均気温が約1.4°C/約4.5°C上昇

海面水温が約1.14°C/約3.58°C上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、
冬日は減少する。



温まりやすい陸地に近いことや暖流の影響で、
予測される上昇量は世界平均よりも大きい。

降雪・積雪は減少

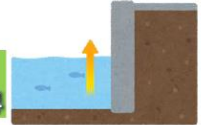
降雪量は、
約30% / 約70%減少
雪ではなく雨が降る。
ただし大雪のリスクが
低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は
約12% (約15 mm) / 約27% (約33 mm) 増加
50 mm/h以上の雨の頻度は 約1.6倍/約2.3倍に増加

沿岸の海面水位が
約0.39 m/約0.71 m上昇



3月のオホーツク海海面面積は
約28%/約70%減少



【参考】4°C上昇シナリオ (RCP8.5) では、
21世紀半ばには夏季に北極海の海水が
完全に融解すると予測されている。



強い台風の割合が増加
強度が最大となる緯度は北上
台風に伴う雨と風は強まる

日本南方や沖縄周辺において
海洋酸性化が進行



出典：文部科学省・気象庁「日本の気候変動 2020」

適応策の代表的な取組みとしては以下のような内容が考えられています。本市において必要な取組みを検討し、気候変動による影響を最小限にすることを目指します。

- ・ 農業：栽培時期の調整や高温対策、品種開発
- ・ 水環境：雨水利用のための施設の設定
- ・ 自然生態系：森林に与える影響を調査・研究し、その動向をモニタリング
- ・ 健康：高齢者や屋外での業務従事者に対する注意喚起
- ・ 産業、経済活動：気候変動への適応に関する取組みの情報収集や技術開発の促進
- ・ 都市生活：洪水対策や斜面崩壊、落石対策等

● 生物多様性

生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことを指します。地球上では約3,000万種の多様な生物が生まれ、そのすべてが直接的、間接的に関わって生きています。国の定める生物多様性国家戦略2012-2020において、以下のような5つの基本戦略が進められてきました。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 生物多様性を社会に浸透させる(2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する(3) 森・里・川・海のつながりを確保する(4) 地球規模の視野を持って行動する(5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける |
|---|

地域においては、生物多様性基本法に基づき地方公共団体において生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画である生物多様性地域戦略が定められています。この計画には、市域における自然環境の現況の他、山林や緑地、河川や湖沼、湾岸部といった地域別に生息する生物の情報やこれらの保護・保全に関する計画が記載されています。

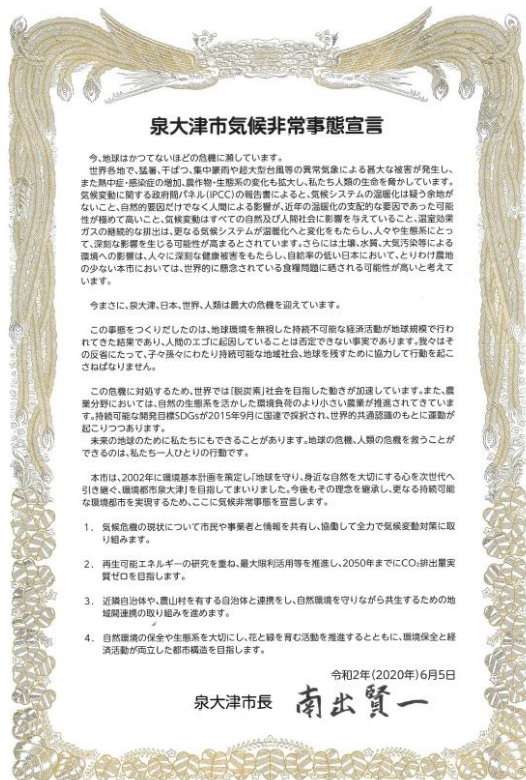
③ 大阪府の動向

大阪府では、令和3年(2021年)3月に、「2050年のめざすべき将来像」と「2030年の実現すべき姿」を示した「2030大阪府環境総合計画」や「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」等の個別計画が策定されました。

また、令和元年(2019年)のG20大阪サミットで、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、令和3年(2021年)3月に「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画が策定されました。

④ 社会情勢の変化をふまえた泉大津市の対応

環境分野におけるこれらの社会情勢の変化をふまえ、本市では令和元年(2019年)6月に「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に賛同し「いずみおおつプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。また、令和2年(2020年)6月には「泉大津市気候非常事態宣言」及び「泉大津市ゼロカーボンシティ」の表明を行い、令和32年(2050年)までにCO₂排出量実質ゼロを目指すこととしました。



「泉大津市ゼロカーボンシティ」を表明します。
～2050年 CO2 排出量ゼロを目指す～

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する。」とされています。2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、この目標を達成するためには「2050年までにCO2（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。今後、豪雨災害等更なる被害が顕在化・激甚化など予測されており、将来世代にわたる影響が懸念されます。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類やすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

調査では、こうした目標の達成に向け、「2050年にCO2の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を市長自ら公表した地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明の検討を呼びかけています。

泉大津市では、国際社会の一員として、市民や事業者の皆さんとともに、環境保全と経済活動が両立した都市構造を目指し、グリーン・リカバリーを中心とした脱炭素社会の実現に貢献するため2050年までに市内のCO2の排出量を実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦をすることを表明します。

脱炭素社会に向けた主な取り組み

- 1 気候危機の現状について市民や事業者と情報を共有し、協働して全力で気候変動対策に取り組みます。
- 2 再生可能エネルギーの研究を重点、最大限活用等を推進し、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロを目指します。
- 3 近隣自治体や、農山村を有する自治体と連携を、自然環境を守りながら共生するための地域連携の取り組みを進めます。
- 4 自然環境の保全や生態系を大切に、花と緑を育む活動を推進するとともに、環境保全と経済活動が両立した都市構造を目指します。

※「ゼロカーボンシティ」とは、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること）を目指すことを表明した地方公共団体のことです。

(3) 泉大津市の課題

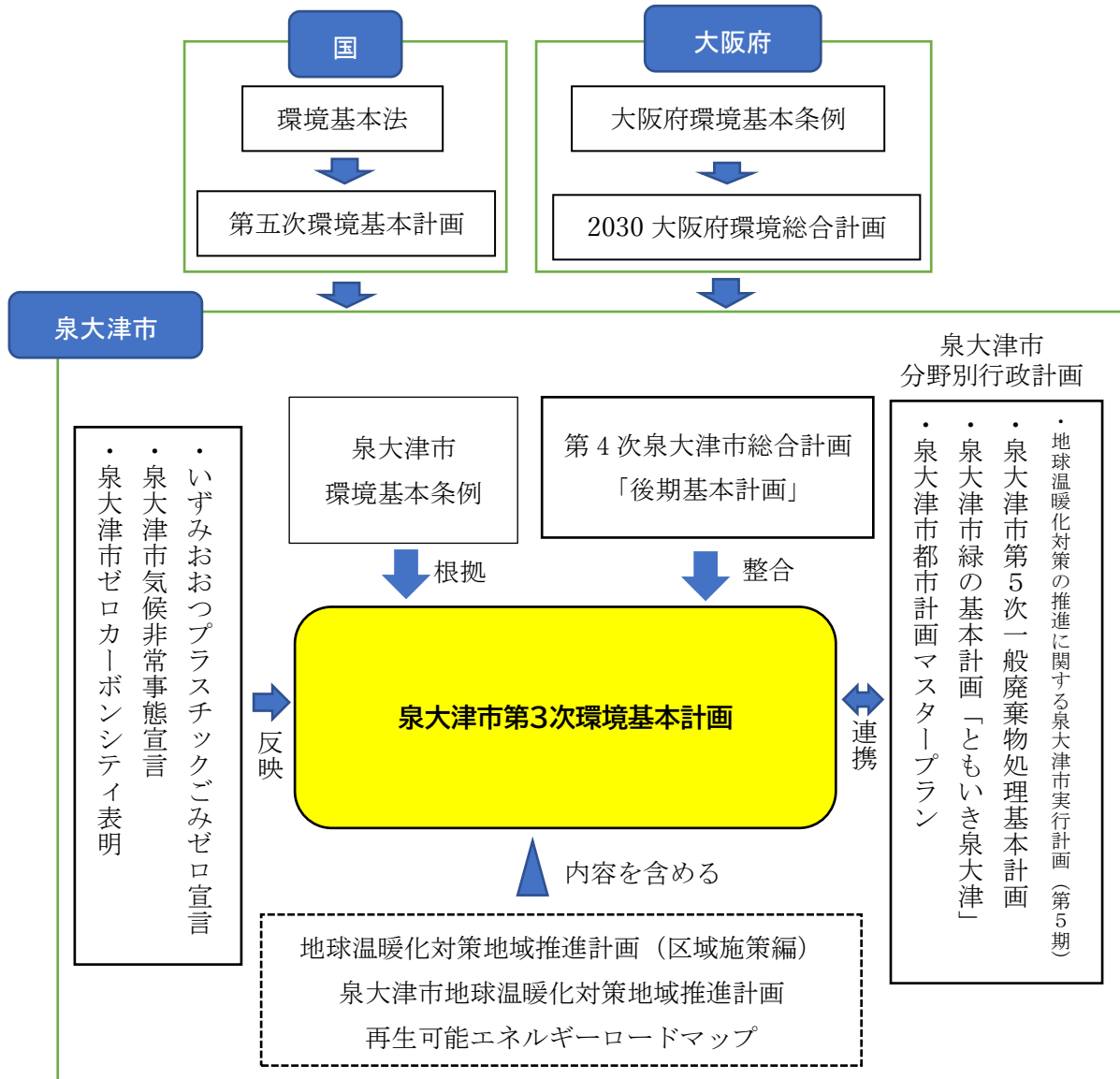
本市のこれまでの取り組みや環境の状況、取り巻く社会情勢の変化等をふまえ、本市の環境分野における主な課題を以下に示します。

- 気候危機に瀕しているなか、地球温暖化対策について、市民の満足度は低く、満足度の向上もみられません。2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていくための抜本的な対策が求められるとともに、気温のさらなる上昇が避けられないことから、適応策の推進も必要です。
- ごみの減量化が進んでおらず、使い捨て容器包装プラスチックなど使用期間が短い製品の多用や、食品ロスに代表される資源の浪費は、世界全体の資源を圧迫するとともに、海洋汚染を引き起こしていることから、資源を有効活用し、ごみを減らす対策の推進が必要です。
- 市民からは、水や緑とのふれあいや生き物が集まる大津川の再生、まちなみ・景観の美化など、身近な環境対策が求められているとともに、環境情報の入手に関する満足度が低いです。SNSなどの新しい情報コミュニケーションツールを活用しての市民サービスの向上も必要です。

- 光化学オキシダントの環境基準が達成されていないとともに、未だ騒音、悪臭などの生活型公害への苦情件数が減少していないことから、生活環境対策も引き続き推進していく必要があります。
- 気候変動による自然災害の増加が見込まれる中、建築物の倒壊等による建築廃棄物の発生はもとより、災害時のアスベストの飛散や化学物質の漏洩・流出が懸念され、さらなる環境リスクの低減が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うライフスタイルが環境へ与える影響も注視した施策展開が必要です。

2. 計画の位置づけ

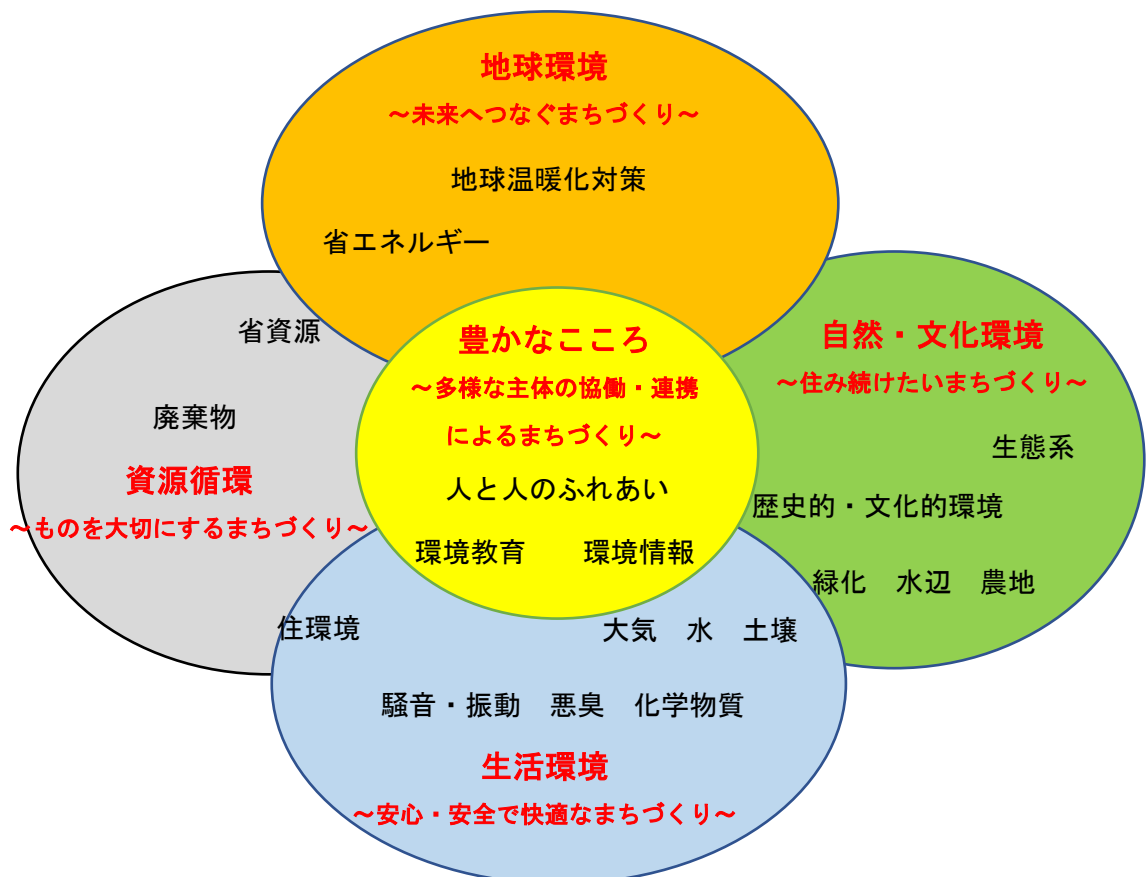
本計画は、「泉大津市環境基本条例」に基づき策定するものであり、また本市のまちづくりに関する最上位計画である「第4次泉大津市総合計画後期基本計画」や国及び大阪府の各種環境関連計画との整合性を図るとともに、下図に示す本市の分野別行政計画と連携し、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけます。なお、本計画は、これまで個別に策定していた泉大津市地球温暖化対策地域推進計画を統合し、その内容も含めたものとします。



3. 計画の対象範囲

本計画では、以下に示す環境事象を対象範囲とします。各事象は、「地球環境」、「資源循環」、「生活環境」、「自然・文化環境」の4分野に分類したうえで、これらの分野を横断する施策分野として「豊かなこころ」を加え、各分野において基本目標を定め、市民・事業者・市の連携・協働により具体的な取組みを推進します。「地球環境」では地球温暖化・省エネルギー対策を、「資源循環」では省資源・廃棄物対策を、「生活環境」では大気・水・土壌等の生活環境や住環境の保全を、「自然・文化環境」では生態系の保全・緑化や歴史的・文化的環境の保全・活用を、「豊かなこころ」では人と人のふれあいや環境教育の推進、環境情報の提供等の分野横断的な内容を対象に、各種施策に取り組むこととします。

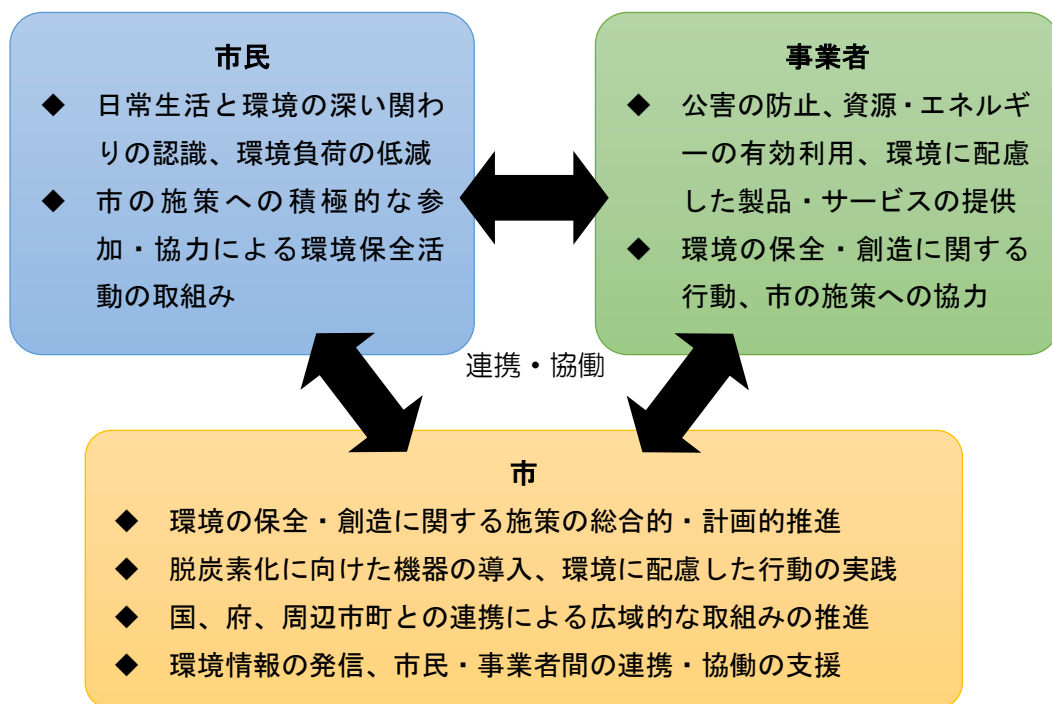
なお、第2次計画において「くらし」分野として扱っていた「資源循環」と「生活環境」について、本計画では分野を2つに分けることとしました。これは、地域でのSDGsの実践をめざす「地域循環共生圏」が提唱されるなど、これまで以上に「循環」の考え方が重要視されていること、また、海洋プラスチックごみ問題の深刻化を受け、本市においても「いずみおおつプラスチックごみゼロ宣言」を行ったこと等、本市の環境を取り巻く状況の変化をふまえ、分野の整理を改めたものです。



4. 計画の主体と役割

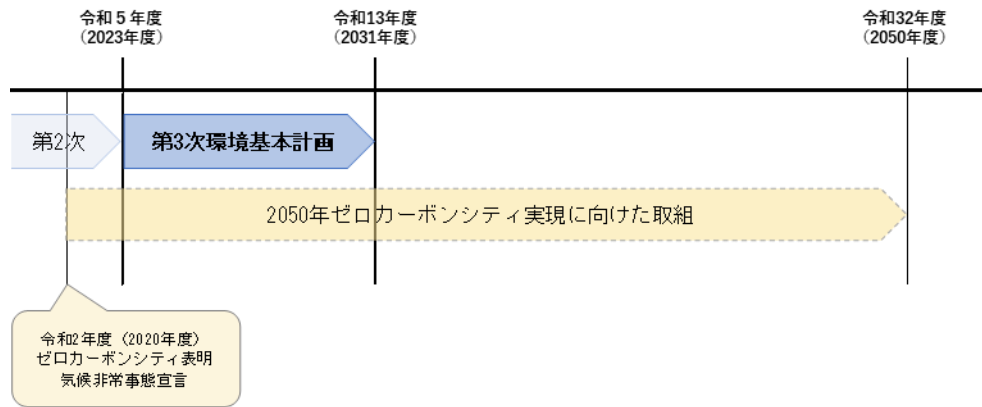
計画の主体は、「市民」「事業者」「市」であり、相互に連携・協働することにより、計画の実効性を高め着実に推進していきます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活と環境の深い関わりを認識し、省エネ・省資源など、身近なところから環境負荷の低減に取り組めます 「自らのまちの環境は自らが守る」という意識のもと、市の環境施策に積極的に参加・協力し、環境保全活動に努めます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 製品・サービスの原料調達から生産、流通、使用、廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体の環境負荷を認識し、公害の防止、資源・エネルギーの有効利用、環境に配慮した製品・サービスの提供に努めます 環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全及び創造に関する施策を市民・事業者と連携・協働して総合的かつ計画的に推進します 率先して、脱炭素化に向けた機器の導入や環境に配慮した行動に努めます 国や府、周辺市町と連携し広域的な取組みを推進します 市民・事業者に環境に関する情報を幅広く発信し、環境に対する意識の向上を促すとともに、自主的な取組みや、市民や事業者間の連携・協働を支援し、環境保全活動の促進を図ります



5. 計画の対象期間

「ゼロカーボンシティ」宣言で表明した令和32年(2050年)CO₂排出量実質ゼロを目標とした、令和5年度(2023年度)から令和13年度(2031年度) **(計画期間を延長するか今後検討)** までの計画とします。



第2章 めざす姿

1. 望ましい環境像及びめざす方向性

本市の環境の状況は概ね改善傾向にあり、身近な環境に関する市民の満足度も向上しつつあるものの、本市が抱える課題は第1章で示したように多岐にわたります。このような現状と、世界、国、大阪府の近年の動向等、本市を取り巻く社会情勢の変化等をふまえ、本計画では、目標年度における市の望ましい環境像及びめざす方向性を次のように定めます。

(1) 望ましい環境像

望ましい
環境像

身近な自然・環境を大切にすることを次世代へ引き継ぐ
持続可能な地球にやさしいまち泉大津

私たちが住んでいる便利で住みやすい社会の背景には、地球への様々な影響があることがわかってきました。

これからの私たちの暮らしにおいては、地球を守ることに配慮しなければ、地球温暖化による気候変動がさらに進行し、猛暑や集中豪雨、超大型台風などの異常気象による被害が拡大することは避けられません。

私たち一人ひとりの努力は小さいものでも、それぞれが主体性をもって取組み、お互いに連携・協働しあうことで、大きな力を生み出し、これからの地球を守ることができます。また、私たちの社会をさらに豊かにすることができます。

そこで、本市は、第2次計画に引き続き「地球規模で考え、足元から行動する」の考えに立ち、市民・事業者と一体となって、エネルギーや資源を大切にし、自然と共生したきれいなまちなみとしていくための取組みを実施し、周辺市町との連携も図りながら、身近な自然・環境を大切にすることを育て次世代へと引き継いでいくことにより、持続可能な地球にやさしいまちの創造を推進します。

(2) めざす方向性

望ましい環境像の実現に向けて、5つの分野について「守る」「変わる」「備える」「育む」の4つの視点をもって施策を推進します。

守る

今ある環境や資源を「守る」

良好な住環境の保全 <生活環境>

きれいな空気や水、静かできれいな住環境など、身近な環境を守り、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

限りある資源の保全 <資源循環>

Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再利用)及びRecycle(再生利用)の4Rの取組みを展開し、限りある資源を守りごみを出さないまちづくりを推進します。

変わる

持続可能な社会の実現・開発に向けて「変わる」

ゼロカーボンシティに向けた制度・ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

<地球環境>

2050年に向けて省エネルギーをさらに推進しエネルギー使用量を削減するとともに、使用するエネルギーは再生可能エネルギー等で作られたCO₂排出係数の小さい電力が主となる社会にしていきます。

プラスチックごみゼロに向けたライフスタイルの変革 <資源循環>

海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指して、新たなプラスチックごみを発生させない生活スタイルへと変革します。

快適な環境の創出 <自然・文化環境>

みどりを増やし、にぎわいのある水辺空間を創出します。

備える

環境の変化に「備える」

気候変動への適応の推進 <地球環境>

市域が海に面し平坦な地理的条件にあることから、地球温暖化に適応できるよう、猛暑や集中豪雨、超大型台風などの災害に対処できる強靱な街づくりを進めるとともに、熱中症や蚊などを媒介とした感染症の予防体制がとれた社会にしていきます。

育む

環境を大切にす豊かなところと
人のつながりを「育む」

環境啓発の推進 <豊かなところ>

環境を大切にす豊かなところや人のつながりを育み、各分野の取組みを推進するため、市民に向けた環境教育・啓発や情報発信、ネットワークづくりの推進・支援を進めます。

2. 5つの分野における基本目標

「身近な自然・環境を大切にすることを次世代へ引き継ぐ持続可能な地球にやさしいまち泉大津」を目指し、5つの分野について基本目標を定め、市民・事業者・市民の連携・協働により、具体的な取組みを推進します。

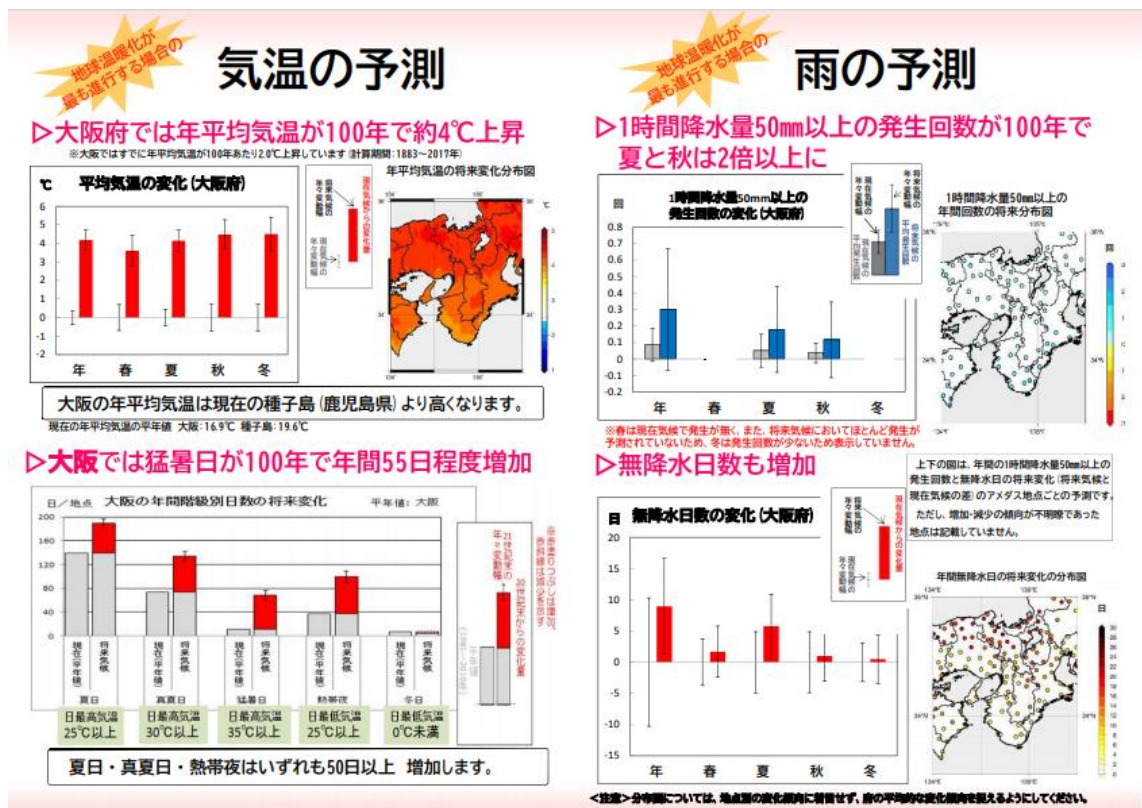
(1) 基本目標①地球環境 ～未来へつなぐまちづくり～



気候危機の現状について市民や事業者と情報を共有し、ゼロカーボンシティの実現に向け、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革などの取組みを各主体が協働して推進します。

エネルギーの利用にあたっては、再生可能エネルギーなどCO₂排出が少なくなる選択を促進します。

併せて、すでに現れている、もしくは将来影響が予測される気候変動に備え、市民の生命、財産、生活などへの影響を最小化できるよう、適応策を推進します。



出典：気象庁

<主な施策>

- ・省エネルギー・省CO₂の促進
- ・再生可能エネルギーの導入
- ・交通・物流の省CO₂化の促進
- ・適応策の推進

<目標指標>

- ・温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）に比べて2030年度までに●●%削減します
- ・軽乗用車を除く乗用車の新車販売の100%を電動車にします
- ・住宅用太陽光発電システム導入件数
- ・エネルギー・地球環境に関心を持っている市民の割合

(2) 基本目標②資源循環 ～ものを大切にするまちづくり～



一人ひとりがごみの排出者としての自覚を持ち、Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再利用)及びRecycle(再生利用)の4R、とりわけRefuse(断る)、Reduce(減らす)を最優先した取組みを展開し、ごみを出さないまちづくりを推進します。

プラスチックごみについては、繰り返し再生利用可能な素材やプラスチック代替素材・製品の普及を促進し、海への流出を極力抑制します。

また、市域を中心とした地域資源・エネルギーの活用が図られるようにします。

<主な施策>

- ・ごみの減量化
- ・4Rの推進

<目標指標>

- ・1人1日あたりの家庭系ごみ排出量
- ・1人1日あたりの事業系ごみ排出量
- ・地元で採れた食材を買うようにしている市民の割合

(3) 基本目標③生活環境 ～安心・安全で快適なまちづくり～



きれいな水や空気、静かな住環境など身近な環境を守るとともに、災害等による化学物質の漏洩防止など環境リスクを低減させ、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

また、「みんなの手できれいなまちづくり」を目指し清掃美化運動を行うとともに、ごみのポイ捨て等の未然防止に努め、まちなみ・景観美化を推進します。

<主な施策>

- ・生活環境の保全
- ・化学物質管理
- ・まちなみの美化

<目標指標>

- ・まちのきれいさや騒音の少なさなど、身の回りの環境に満足している市民の割合
- ・大気 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の環境基準を引き続き達成
光化学スモッグ注意報発令ゼロ
- ・水質 大津川 全域でB類型環境基準の達成
市内河川 C類型環境基準相当（5mg/L）の達成
- ・下水道の現状に満足している市民の割合
- ・下水道人口普及率（汚水）

(4) 基本目標④自然・文化環境 ～住み続けたいまちづくり～



市街地の貴重なみどりや大津川をはじめとする水辺環境、及び池上曾根遺跡等の歴史的・文化的環境の保全と整備に取り組むとともに、生態系を大切にし、花と緑を育む活動を推進します。

また、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と流通を進める認証制度の周知と認証製品の普及を図ります。

<主な施策>

- ・みどりの保全と創出
- ・土の保全とふれあいの創出
- ・豊かな水辺のあるまちづくり

- ・ 認証制度の普及
- ・ 歴史的・文化的環境の保全

<目標指標>

- ・ 快適に楽しめる公園があると感じている市民の割合
- ・ 市民一人当たりの市内公園・緑地面積（港湾部を含む）
- ・ 緑化活動を自主的に行っているボランティア協議会の数

(5) 基本目標⑤豊かなところ ～多様な主体の協働・連携によるまちづくり～



身近な自然・環境を大切にする豊かなところを育むため、環境に関する情報を様々なメディアを活用してタイムリーにわかりやすく市民や事業者に伝えるとともに、多様な主体の協働・連携のもと、環境啓発イベントや環境教育・環境学習を行います。

また、周辺市町や農山村を有する自治体と連携し、自然を守りながら共生するための地域間連携の取組みを進めます。

<主な施策>

- ・ 人と人がふれあうまちづくり
- ・ 環境教育・学習の支援・推進
- ・ 環境情報の提供

<目標指標>

- ・ 出前講座数

第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組み

1. 地球環境 ～未来へつなぐまちづくり～

基本施策	施策分野	各課の取組み
省エネルギー・省CO ₂ の促進	家庭の省エネ・省CO ₂ の促進	省エネ・省CO ₂ 機器・高効率給湯器への転換 ゴーヤやアサガオ等によるグリーンカーテンの普及促進 環境家計簿の普及と啓発 ナッジ等の行動科学の活用や環境情報の見える化などによるライフスタイルの変革 エコ住宅、ZEHの普及促進 「うちエコ診断」の実施
	事業所の省エネ・省CO ₂ の促進	公共施設や防犯灯・道路灯などのLED化 新しく公共施設を作る際、省CO ₂ モデル建築物の建築 ZEB、BEMSの普及促進 省エネ・省CO ₂ 診断の受診促進 ガスコージェネレーションの導入検討 燃料電池等の分散型エネルギー機器の導入検討 燃料電池等の分散型エネルギー機器の導入の推進 地場産業（毛布・ニット）を積極的に活用したウォームビズの推進 フェニックスにおける新産業創造拠点づくり COOL CHOICEの推進 エシカル消費 ¹ の推進
再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電の普及促進	公共施設における太陽光発電システムの設置 太陽光発電システム設置補助金の拡充 太陽光発電システム設置の普及推進（一般家庭）補助金 蓄電池設置の普及促進（一般家庭）補助金

¹ エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。（消費者庁HP）

	電力の低CO ₂ 化の促進	低炭素電力選択の推進
交通・物流の省CO ₂ 化の促進	電動自動車等 エコカーの普及促進	電動車（EV車・FCV車・PHEV車）購入補助金の検討（V2H 装備車・非装備車）” 再配達防止の推進 EV 用充電施設の設置拡大 急速充電器の設置によるインフラ整備の推進 V2H などの蓄電機能の活用の推進
	エコドライブの普及・啓発	エコ燃料の利用促進 エコドライブの普及・啓発 次世代自動車に関する情報発信
	公共交通機関の利用促進	パーク&ライド
	自転車の利用・ 徒歩による活動の促進	自転車通行区域の整備 公用自転車の活用推進 自転車の市民への普及・啓発の推進 自転車、徒歩による活動の推進
適応策の推進	ヒートランド対策の推進	緑化の促進
	熱中症の予防と対策	熱中症対策の普及啓発・注意喚起
市における率先取り組み	公用車の電動化	公用車への電動車の導入と利用促進
	エコオフィスの推進	泉大津市役所におけるエコオフィスの推進

2. 資源循環 ～ものを大切にすまちづくり～

基本施策	施策分野	各課の取り組み
ごみの減量化	食品ロス削減と 生ごみ減量化の推進	エコショップ制度（大阪府）のPR フードドライブのPR 生ごみの堆肥化システムの普及 エコクッキングの推進 食品ロス削減への意識向上学習
	家庭系ごみ減量化の 推進	レジ袋削減の推進 分別収集に関する周知 一般家庭ごみの減量
	事業系ごみの 排出管理と指導の	産業廃棄物の適正処理の徹底と不法投棄対策の促進

	徹底	ごみ処理費用負担の適正化 有価物集団回収事業の充実
4 R の推進	4 R の推進	使用済み製品等のリユースの促進
	プラスチックごみ 削減に向けた啓発	詰替製品を積極的に扱う店舗のPR 海洋プラスチック対策の推進
	行政のリサイクル 実践行動	リサイクル資材の活用 落葉・剪定枝の有効活用

3. 生活環境 ～安心・安全で快適なまちづくり～

基本施策	施策分野	各課の取組み
生活環境の保全 (安心・安全な まちづくり)	大気環境の保全	大気汚染の防止に向けた工場・事業場の立 入検査・改善指導 大気環境の監視 沿道・市域メッシュ測定調査 大気汚染の防止に向けた未規制工場・事業 場に対する汚染物質排出量の削減に関する 指導・啓発 石綿による汚染の防止対策の推進 公共工事での大気汚染物質の排出の少ない 低公害型建設機械の使用
	水環境の保全	公共下水道の整備 水洗化への指導・啓発 水質汚濁の防止に向けた工場・事業場の立 入検査・改善指導 市内主要水路の水質調査 工場排水・河川水監視体制の強化 大津川流域の水質保全活動の推進 水質汚濁の防止に向けた未規制工場・事業 場に対する汚染物質排出量の削減に関する 指導・啓発 水路の汚泥しゅんせつ及び住民による自主 的な清掃活動への支援
	騒音の防止	環境騒音状況調査 公共工事での騒音・振動の少ない低公害型 建設機械の使用
	化学物質管理	有害化学物質による汚染防止と排出抑制 有害化学物質の適正な管理

住環境の向上 (快適なまちづくり)	まちなみ・景観の美化	環境美化運動の促進 不法投棄防止への対策 不法屋外広告物の規制・指導 ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置対策の推進
	バリアフリーのまちづくり	道路のバリアフリー整備 主要な公共施設を結ぶ地域軸の整備

4. 自然・文化環境 ～住み続けたいまちづくり～

基本施策	施策分野	各課の取組み
みどりの保全と創出	樹木の保全	保護樹木の管理助成 公共施設等のみどりの維持管理
	みどりの名所づくり	みどりのネットワークの形成 トライポートサザン21の先端緑地の整備 記念植樹による緑化の推進
	市・市民・事業者の連携による緑化	道路植樹帯の管理 公共施設等の敷地における芝生化の推進 屋上緑化の推進
	行政による緑化の誘導・支援	開発指導要綱による緑化指導 地区計画による都市計画手法を用いた緑化誘導
土の保全とふれあいの創出	農地の保全	農業振興対策に係る運営支援 各生産緑地地区の保護
	農地の活用	休耕農地におけるコスモス、レンゲなど景観形成作物の栽培支援 農協農園、福祉健康農園の活用
豊かな水辺のあるまちづくり	生き物が集まる大津川への再生	大津川緑地の整備
	学校におけるビオトープの整備・活用	学校におけるビオトープの整備・活用 市域の動植物の生息・生育状況の紹介
	水の循環利用の促進	水の有効利用に関する機器の活用及び意識啓発 公共施設における雨水利用設備の導入 雨水の地下浸透の促進
	沿岸部の保全	親水空間の形成

		水辺のアドプト制度の促進
歴史的・文化的環境の保全		史跡池上曾根遺跡・池上曾根弥生学習館の整備と活用 文化財の指定等による保全 都市景観形成の推進
生物多様性の保全		特定外来生物への対策 生物多様性認知度向上に向けた取組

5. 豊かなところ ～多様な主体の協働・連携によるまちづくり～

基本施策	施策分野	各課の取組み
人と人がふれあうまちづくり	市民イベントにおける環境啓発	市民イベントにおける環境啓発 大津川緑地の活用 自治会活動の支援（緑化・清掃、周知・啓発）
環境教育・学習の支援、推進	小中学校を対象とした環境教育・環境学習	市民による出前講座 副読本の配布 こども体験学習 こどもエコクラブの活動の推進 小・中学校等における「市内の身近な生き物調査」等の実施 環境学習
環境情報の提供	市からの情報発信	環境基本計画等の進捗状況の公表 環境に配慮した住宅等や省エネルギー技術等の情報発信

第4章 計画の推進に向けた方策

1. 計画の推進体制

(1) 協働による推進

本市の望ましい環境像の実現に向けて、本計画で示した取組みを、市民・事業者・市が積極的に推進するとともに、今後、各主体の連携・協働を図ります。

また、市域を超えた環境問題に対応するため、国や府、周辺市町との連携による取組みも進めます。

(2) 市庁内の推進体制

環境に関する取組みを実施するためには、環境課をはじめ環境課以外の部課も連携する必要があることから、「庁内連絡会議」を活用し、各取組みの実施に関する総合的な調整を行い、積極的に推進します。

2. 計画の進行管理

- P D C Aサイクルを活用して、取組みの進捗状況を把握するとともに、必要に応じ改善し、本計画の実効性を高めます。
- 2～3年に一度、個々の取組みの実施主体に対し取組み状況の調査を行い、取組みの実施状況や目標達成状況を取りまとめます。
- 計画期間の中間年度（2026年度 **（計画期間により変更）**）には総点検を行い計画の見直しを行い、その結果をホームページ・広報紙等により公表します。